

第7章 具体的な施策

前章で述べた視点を踏まえた具体的な施策は以下のとおりです。

方針 1 | 創造力の強化 - 作る

— 人を育てる

01 子どもの興味喚起 〔新規〕

映像業界を目指す人材を増やすため、子どもを対象とした制作ワークショップなどを新しく実施します。

02 映画・テレビ人材の育成 〔継続〕

映画・テレビ業界を目指す人材や今後の業界を担う作り手の育成を図るため、ドキュメンタリー作品制作講座等を引き続き実施します。

03 CG 人材の育成 〔新規〕

市内における CG 人材の確保・育成を図るため、市内の教育機関や制作プロダクション等と連携したインターンシップ等を実施するとともに、学生や保護者等に対して業界説明会等を新しく実施します。

04 動画広告人材の育成 〔新規〕

使い手の多様なニーズに応えることが出来る動画広告の作り手を育成するため、企画力向上等のための講座を新しく実施します。

05 法令や撮影マナーに関する啓発 〔レベ〕

これまで、映画分野のロケ撮影コーディネーター等に対して実施していた法令や撮影マナーに関する講座の対象を、様々な映像分野の作り手に拡大します。

— 作品を育てる

06 コンテスト応募作品等への補助 〔新規〕

挑戦する個人を支援するため、コンテスト等への応募作品制作に係る経費の一部を新しく補助します。

07 シティプロモート貢献作品への補助 〔継続〕

シティプロモートや観光誘客等を促進するため、札幌市が舞台となる映像制作に係る経費の一部を引き続き補助するとともに、作品の誘致や制作環境の整備に取り組みます。

08 市内企業作品への支援 〔レベ〕

映像産業の高付加価値化を図るため、市内の作り手のオリジナル映像作品制作などを支援します。

— ビジネスを育てる

09 販路及びネットワーク拡大の支援 〔継続〕

作り手の販路やネットワーク拡大を図るため、社会情勢やニーズを踏まえて、国内外の商談会への出展を支援します。

10 映像関連企業の誘致 〔継続〕

若者の雇用機会の拡大や映像産業全体の活性化を図るため、引き続き映像関連の事業所の新設や増設に係る費用の一部を補助します。

方針2 | 映像活用の促進 – 使う

— 映像の力を理解してもらう

01 デザイン経営の視点に立った映像活用の普及啓発 〔新規〕

訴求力の高い映像活用を促すため、使い手を対象に、デザイン経営の視点に立った映像の使い方に関する講座を新しく実施します。

— 使い手と作り手をつなぐ

02 使い手と作り手のマッチングイベント実施 〔新規〕

映像の地産地消を図るため、動画広告の作り手と使い手とのマッチングを新しく実施します。

— 見本を作る

03 プロモーション動画制作への補助 〔継続〕

動画広告の好事例を示し、映像活用の動機付けを行うため、引き続き作り手と使い手が連携したプロモーション映像制作に係る費用の一部を補助します。

方針3 | シビックプライドの醸成 – 知る

— 市民に知ってもらう

01 市民への周知 〔レベ〕

前プランでは、札幌が舞台になった作品の上映会等を行ってきましたが、それに加え、札幌で活躍する作り手や映像のまちづくりに関する市の取り組みなどについても展示会等を通じ、情報発信を行います。

— 国内外の人に知ってもらう

02 国内外への周知 〔継続〕

国内外に向けて札幌が舞台となった作品や札幌で活躍する作り手の魅力を伝えるため、引き続き作品誘致などのフィルムコミッション活動を通じて情報発信を行います。

— 参加を通して知る

03 参加機会の提供 〔継続〕

映像制作への参加を通じたまちの魅力を再発見する機会を提供するため、引き続きボランティアエキストラ制度の運用を行います。